

# 高知くらしの護身術

108

## アレルギー表示

### えび、かに加え7品目に

(2008年10月21日掲載原稿)

アトピー性皮膚炎や花粉症といったアレルギー疾患が年々増えています。卵など特定の食品が原因で起こるものは食物アレルギーと呼ばれます。

症状はじんましんや下痢、呼吸困難と多様であり、ひどい時には生命の危険が生じるケースもあります。

こうしたアレルギー症状が起こるのを避けるために、平成14年から食品衛生法関連法令が改正され、アレルギーを起こしやすい食品として、「卵・乳・小麦・そば・落花生」（特定原材料）の5品目が指定され、これらを含む加工食品や食品添加物にはその旨の表示が義務づけられ、さらに今年6月からは「えび・かに」が加わり7品目となりました。ただし今回表示が義務づけられた「えび、かに」が含まれた食品については既に製品化されたものは平成22年6月までこれまでどおりの表示のまま販売できますのでご注意ください。

この他に表示することを推奨しているもの（特定原材料に準ずるもの）として、バナナ・やまいもや大豆など現在18品目があります。

食物アレルギーは人によってはごく微量であっても発症することがあるため、特定原材料については含有量がごく微量の場合でも、加工工程で使用されるが最終的には除去され製品には残らない場合についても、当該特定原材料を含む旨を表示することを義務づけられています。

加工食品等の原材料について詳しく知りたい場合は直接、製造者・販売者にお問い合わせ下さい。